

会 議 開 催 案 内 （ 公 開 ）

岡山県自然環境保全審議会自然保護部会を、次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続に従って傍聴するものとします。

令和6年2月13日

岡山県自然環境保全審議会

1 開催日時

令和6年2月20日（火） 9:30～11:30

2 開催場所

岡山市北区下石井二丁目6番41号
ピュアリティまきび 飛鳥

3 議題

氷ノ山後山那岐山国定公園に係る公園事業の決定、廃止及び変更について

- ・公園事業の廃止：岡山県
- ・公園事業の決定：西粟倉村
- ・公園事業の変更：事業区域の変更（スケートボード場等の整備）

4 傍聴定員

3人

5 傍聴手続

(1)傍聴希望者は、(2)の受付時間内に会場にお越してください。

会場で受付を行いますので、氏名、住所及び連絡先を記入してください。

(2)受付時間は、会議開始の30分前から10分前までです。

(3)傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので御了承願います。

(4)発熱や風邪症状のある方は傍聴を御遠慮ください。

6 問合せ先

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県環境文化部自然環境課 （電話 086-226-7312）

7 ホームページのアドレス

<https://www.pref.okayama.jp/site/presssystem/899232.html>

傍 聴 要 領

岡山県自然環境保全審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻10分前までに会場受付で氏名、住所及び連絡先を記入し、審議会の会長又は部会の部会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは、事務局より注意し、なおこれに従わないときは退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、あらかじめ審議会の会長又は各部会の部会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。